

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から同年9月まで
平成2年6月ごろに退職した後、町役場（当時）又は社会保険事務所（当時）で社会保険に関する手続等を問い合わせ、国民年金と健康保険に加入し、保険料をまとめて納付したはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、町役場又は社会保険事務所へ行き、申立期間に係る国民年金と健康保険の保険料をまとめて納付したとしているが、全国健康保険協会によると、申立人は、申立期間当時、任意継続被保険者として健康保険に加入し、保険料を納付した記録が残っており、当該手続は社会保険事務所で行うものである一方、国民年金については、町役場が加入手続をする窓口及び保険料の収納機関であり、健康保険と国民年金の保険料を同時に納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間について国民年金に未加入とされているほか、申立人の所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載は無い上、申立人には、別の年金手帳が交付された記憶は無く、ほかに申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。